

けいむしょ
刑務所



ほごかんさつしょ
保護観察所



けんさつちよう
検察庁



しょうねんかんべつしょ
少年鑑別所



ほうむしょうねん
法務少年
しえんせんたー
支援センター



しょうねんいん
少年院



しょうねんけいむしょ
少年刑務所



さいばんしょ
裁判所



かていさいばんしょ
家庭裁判所



じどうようごしせつ
児童養護施設



しほうふくしかーど
司法福祉カード

裁判の結果、懲役刑または禁固刑を言い渡された成人の受刑者を収容し、更生のための処遇を行う施設。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

犯罪をした人、または非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう指導・支援を行う機関。地方裁判所の管轄区域ごとに置かれている。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

主に犯罪の捜査や、裁判実施の判断などを行う。検察官の事務を統轄する、法務省の特別の機関。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

家庭裁判所の観護措置決定により送致された少年を収容し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行う。また、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助も行う。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

少年鑑別所が、地域の非行・犯罪の防止や、地域の一般の方や関係機関の依頼に応じて心理相談等をする、非行・犯罪や問題行動等の専門機関。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として、矯正教育や社会復帰支援等を行う法務省所管の施設。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

刑事裁判で実刑判決を受けた、16歳以上20歳未満の少年が収容される刑事施設。女性の少年受刑者は、女性の成人受刑者と同じ施設(女子刑務所)に収容される。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

個人間などの紛争の解決や、犯罪を犯した疑いのある人の有罪・無罪を判断する国家機関。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

離婚や相続、成年後見制度などに関する家庭内の紛争や、非行を犯した少年の事件を専門的に取り扱う裁判所。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金

しほうふくしかーど
司法福祉カード

保護者のいない子どもや虐待されている子どもなどを、自立まで養護する施設。原則18歳までだが、必要に応じて20歳までを対象としている。



ほっこりん

(一社)よりそいネットおおさか 作成
令和6年度 大阪府福祉基金地域福祉振興助成金